

個人住民税

(市町村民税・県民税)

特別徴収の事務手続き



神奈川県PRキャラクター
かながわキンタロウ

神奈川県・県内 33 市町村

目次



| | | |
|-----|---------------------|----|
| 1 | 個人住民税とは | 1 |
| 2 | 特別徴収の義務 | 1 |
| (1) | 特別徴収義務者の指定 | 1 |
| (2) | 対象になる方 | 2 |
| (3) | 給与支払報告書の提出 | 2 |
| (4) | 特別徴収税額決定通知書の送付 | 4 |
| (5) | 納期と納入方法 | 5 |
| (6) | 税額の変更通知 | 6 |
| (7) | 退職者・休職者の徴収方法 | 6 |
| (8) | 異動届の提出 | 6 |
| (9) | 退職所得に係る住民税の特別徴収 | 7 |
| 3 | 個人住民税の特別徴収に関するQ & A | 9 |
| 4 | 問合せ先一覧 | 16 |

1 個人住民税とは

神奈川県や市町村などの地方団体は、私たちが豊かで健康な暮らしができるよう、福祉・保健・教育・消防・ごみ・公園・道路等日々の生活の広い範囲にわたり様々な仕事をしています。

個人住民税は、私たちの日常生活に身近な関わりを持つ仕事のための費用を住民がその能力に応じて分担し合うという性格の税金で、言わば住民として暮らしていくために負担しなければならない会費のようなものとも言えます。

この個人住民税は、県民税分と市町村民税分を一括して市町村が課税し徴収しています。

2 特別徴収の義務

個人住民税の特別徴収とは、事業者（給与支払者）が、毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を徴収（差し引き）し、従業員に代わって、従業員の住所地の市町村へ納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業者は、従業員の個人住民税についても給与から差し引きして納めること（特別徴収）が法律等で義務付けられています。

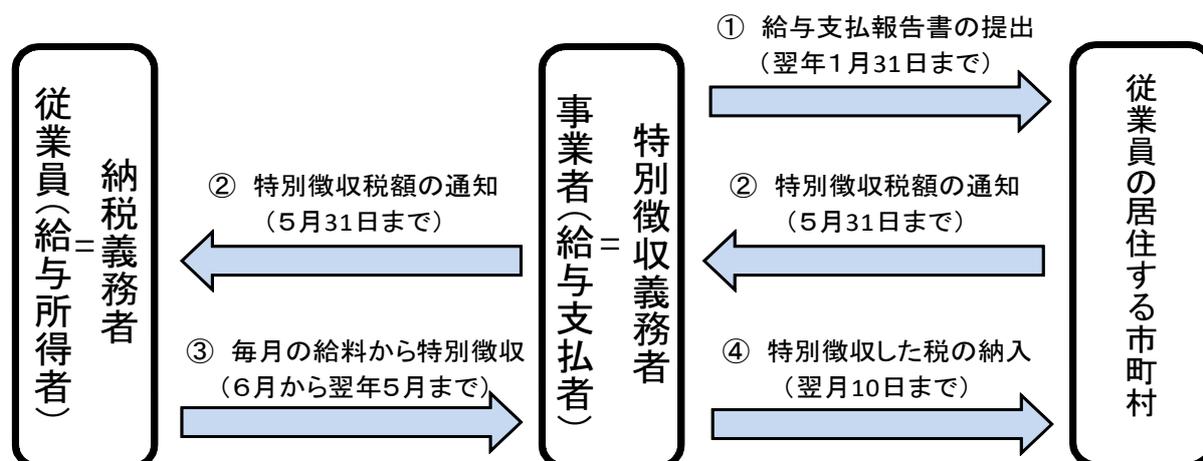
(1) 特別徴収義務者の指定

地方税法第41条、第321条の4及び第328条の5第1項の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、市町村から特別徴収義務者に指定されます。

（給料日の間隔が一月を超える、又は給与から住民税額が引ききれないなどの特別な理由がない限り、普通徴収（※）は認められません。）

※ 普通徴収とは、主として事業所得がある方などが市町村から送付される納税通知によって納める方法。納期は年4回（6、8、10、12月又は1月）。市町村によって納期の月は異なります。

《神奈川県内市町村の特別徴収事務の流れ》



(2) 対象になる方

前年中(1月1日～12月31日)に課税対象所得があり、**本年4月1日現在において、事業者(特別徴収義務者給与支払者)から給与の支払いを受けている方**が対象です。

(3) 給与支払報告書の提出

事業者(給与支払者)は、毎年1月31日までに従業員(給与所得者)が1月1日時点でお住まいの市町村(住民税担当課)に給与支払報告書個人別明細書、給与支払報告書総括表及び普通徴収切替理由書(普通徴収となる従業員がいる場合)を提出します。

普通徴収に該当する方がいる場合には、その従業員の給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に普通徴収に該当する理由の符号(普A～F)を記入してください。

また、給与支払報告書総括表に記入した普通徴収該当人数と一致するよう「普通徴収切替理由書」に該当理由に基づく人数を記入して提出してください。

なお、年の途中で退職した方についても提出してください。

※ eLTAX(エルタックス/電子申告)で提出する場合には、P4を参照してください。

《普通徴収切替理由書の標準的な様式例》

普通徴収切替理由書(兼仕切紙)

| | | |
|-------|------|--|
| 市区町村名 | 指定番号 | |
| 事業者名 | | |

| 符号 | 普通徴収切替理由 | 人数 |
|----|--|----|
| 普A | 総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数) | 人 |
| 普B | 他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者) | 人 |
| 普C | 給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が100万円以下) | 人 |
| 普D | 給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない) | 人 |
| 普E | 事業専従者 (個人事業主のみ対象) | 人 |
| 普F | 退職者、退職予定者(5月末日まで)及び 休職者 | 人 |
| 合計 | | 人 |

○ 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。

○ この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。

○ 符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限りです。

【普通徴収切替理由書の記入提出要領】 (作成例)

- 1 この普通徴収切替理由書は、当面、普通徴収を認める基準(普A～普F)を示すものです。
- 2 当面、普通徴収を認める基準に該当し、かつ普通徴収を希望する方がいる場合は、該当する理由の右側「人数」欄に、人数を記入し、給与支払報告書と併せて提出してください。
- 3 特別徴収に該当する方と普通徴収に該当する方がいる場合は、仕切書として普通徴収の方の個人別明細書の上に挿入し総括表や他の個人別明細書と合冊して提出してください。
- 4 普Bは、2か所以上から給与の支払いを受けているため、年末調整の対象とならなかつた方で普通徴収を希望する方が対象となります。
- 5 eL TAX等の電子媒体で給与支払報告書を提出する場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力してください。また、摘要欄に該当する普通徴収切替理由の符号(普B、普Cなど)を記入願います。
(※ 普通徴収切替理由書の添付は不要です。)

個人別明細書 (理由書記入分) ※普通徴収となります。

普通徴収切替理由書

個人別明細書 ※特別徴収となります。

総括表

※提出時のつづり方 ※ 個人別明細書記載例 ※

《お問合せ先》 ○○市(町、村)○○課 電話: 9999(9999)9999

■ e L T A X（エルタックス／電子申告）で給与支払報告書を提出する場合

該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックし、次のとおりご対応ください。

- ① 普通徴収該当理由のうち「普A 総従業員数が2名以下」に該当する場合は、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に記号「普A」を記入してください。
- ② 普通徴収該当理由の普Bから普Fに該当する従業員の方がいる場合は、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に記号「普B～普F」を記入してください。
- ③ 普通徴収切替理由書の添付は不要です。

< e L T A X（エルタックス）に関するお問合せ先 >

○ 地方税共同機構

e L T A Xの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、
e L T A Xホームページをご覧ください。

e L T A Xホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>



なお、e L T A Xご利用に際して、ご不明な点等がありましたら、e L T A Xホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

e L T A Xホームページの「よくあるご質問」：<https://eltax.custhelp.com/>

(4) 特別徴収税額決定通知書の送付

個人住民税特別徴収の徴収期間は、6月から翌年5月までの12ヶ月です。市町村は提出された給与支払報告書とその他資料を基に税額を計算し、毎年5月末日までに下記の書類を事業所等に送付します。

- ① 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）
- ② 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）
- ③ 納入書（月毎に1枚、計12枚）※市町村により枚数が異なります。
- ④ 特別徴収のつづり（市町村により名称は異なりますので御注意ください。従業員に退職、転勤等の異動が発生した場合等、市町村に異動届を提出する時に使用します。）

《特別徴収税額の本人への通知》

事業者へ送付された「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」を5月31日までに個々の従業員に交付していただきます。

(5) 納期と納入方法

特別徴収した個人住民税の納期限は、月割額を徴収した月の翌月10日です。

(この日が土・日曜日、又は祝日の場合は、その次の平日となります。)

従業員の給与から「特別徴収税額の決定通知書」に記載の税額を差し引きし、市町村ごとにとりまとめ、市町村から送付される納入書で納入します。**所得税と違い、税額の計算をする手間がありません。**

なお、区域外のゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は、各市町村で発行する「郵便局指定通知書」が必要になります（従業員の方の住所地である市町村にお問い合わせください）。

★納期の特例（年2回納入）

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の事業所は、申請により市町村長の承認を受けることにより、毎月の納入から年2回の納入に変更することができます。

個人住民税の特別徴収分の**6月から11月までの分を12月10日までに、12月から翌年5月までの分を6月10日までに**納入する「納期の特例」をご利用いただくことができます。

- ※ この特例は納期に関する特例になりますので、従業員の方の給与からは毎月徴収してください。
- ※ 当該市町村の徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、申請が認められない場合があります。
- ※ 承認後、給与の支払いを受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、遅滞なくその旨及び必要な事項を記載した届出書を市町村長に提出しなければなりません。

(6) 税額の変更通知

納税義務者の期限後申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果により通知済の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「特別徴収税額の変更通知書」が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更していただきます。

(7) 退職者・休職者の徴収方法

○ 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収への切替えとなって納税義務者本人に納付していただきます。利便性と納税の円滑化を考慮し、納税義務者の申し出又は了解を得て、退職時に支払いをする給与又は退職手当等から一括徴収（※）していただくこともできます。

※ 一括徴収とは、退職者等の未徴収税額の全部を最後の給与、退職手当等から差し引いて納入する方法

○ 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

地方税法第321条の5第2項により、特別徴収できなくなる税額は、本人の申し出がなくても、5月31日までの間に支払いをする給与又は退職手当等から一括徴収することになっています。（一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。）

※ 5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。

(8) 異動届の提出

退職、休職等により給与の支払いを受けなくなった方がいる場合は、必ず、その事由が発生した日の属する月の**翌月10日までに市町村に異動届を提出**してください。

異動届の提出が遅れると、退職者、休職者などの税額が特別徴収義務者の滞納額となったり、税額変更や普通徴収への切替え処理が遅れる結果、納税義務者に対して一

度に多額の住民税の納付義務を負わせてしまう恐れがありますので必ず厳守してください。

P6「(7) **退職者・休職者の徴収方法**」のとおり、徴収方法が切替わることを納税義務者（退職・休職される従業員）に伝えてください。

なお、一括徴収・普通徴収・特別徴収継続の異動届の書き方は、各市町村にお問い合わせください。

(9) 退職所得に係る住民税の特別徴収

退職所得に係る住民税は、毎月給与から差引きしている住民税とは区分して計算します。

退職所得に対する個人の住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその住民税額を差し引いて納入(特別徴収)することとされています。

このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人の住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

納入していただく市町村は、退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職日)の属する年の1月1日現在における住所地の市町村です。

<退職所得に係る住民税額の計算方法>

同一年中に2以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、これらの合計額について算定される退職所得の金額において計算します。

ア 退職所得の金額

(ア) 退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1 / 2 (※1)

(1,000円未満の端数切捨て)

(イ) 退職所得控除額の計算 (※2)

a 勤続年数が20年以下の場合

40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)

b 勤続年数が 20 年を超える場合

$$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年})$$

- ※1 勤続年数 5 年以内の法人役員等については「1 / 2」は適用されません。
- ※2 退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することになり退職した場合は、上記 a 又は b の金額に 100 万円を加算した金額が控除されます。

イ 特別徴収すべき税額の計算

退職所得の金額に、税率 10%（市町村民税：6%と県民税：4%）を適用して計算します。

- ※ 特別徴収すべき税額に、100 円未満の端数がある場合は、それぞれの 100 円未満の端数を切り捨てます。

ウ 納入の手続き

退職手当の支払者は、特別徴収した税額を「市町村民税・道府県民税納入申告書」に所要事項を記入し、その申告書を徴収した月の翌月 10 日までに、それぞれの市町村長に提出し、申告した税額を同日までに市役所・町村役場、指定金融機関又は収納代理金融機関にて納入書により納入してください。

個人住民税の特別徴収に関するQ & A



| 問 | 質 問 | 回 答 |
|---|-------------------------------------|--|
| 1 | 「特別徴収」とはどのような制度ですか？ | 個人住民税の特別徴収とは、事業者（給与支払者）が、毎月の給与を支払う際に所得税の源泉徴収と同じように、個人住民税を給与から差し引きし、納入していただく制度です。 |
| 2 | 「特別徴収」以外にどのような徴収方法があるのですか？ | 「特別徴収」以外の徴収方法は、「普通徴収」となります。「普通徴収」は、市町村から送付される納税通知書で、個人が年4回納付する方法です。 |
| 3 | アルバイト・パートの従業員を特別徴収しなければならない理由は何ですか？ | パートやアルバイトであっても、給与の支払いを受けているのであれば、すべて「給与所得者」となります。アルバイト・パートの従業員でも所得税の源泉徴収が行われていれば、原則として特別徴収の対象となります。 |
| 4 | アルバイト・パートの従業員は特別徴収が困難なのですが？ | 以下に該当するなど特別徴収を行うことが困難な場合は、普通徴収となります。普通徴収切替理由書をご提出ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が100万円以下） ・給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない） |
| 5 | （例外として）特別徴収しなくても良いのはどのような従業員ですか？ | 次のいずれかに該当する従業員については、当面の間、普通徴収切替理由書を提出いただくことにより普通徴収による方法も認められます。普通徴収切替理由書をご提出ください。 ①他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者） ②給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支払額が100万円以下） ③給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない） ④事業専従者（個人事業主のみ対象） ⑤退職者、退職予定者（5月末日まで）及び休職者 |
| 6 | （例外として）特別徴収しなくても良いのはどのような事業者ですか？ | 次のいずれかに該当する事業者については、当面の間、普通徴収切替理由書又は特別徴収実施困難理由届出書を提出いただくことにより普通徴収による方法も認められます。 ① 総従業員数が2人以下（普通徴収切替に該当する全ての（他市区町村を含む）の従業員数を差し引いた人数）の事業者 ② 特別徴収実施のために電算システムの改修を要するなど、直ちに実施することが困難な事情にある事業者 |

| | | |
|----|--|---|
| 7 | 従業員は家族だけなので特別徴収しなくていいですか？ | <p>家族に対して支払う給与から所得税を源泉徴収しなければならない場合は、特別徴収を行う義務があります。</p> <p>ただし、常時2人以下の家事使用人（お手伝いさんなど）のみに給与を支払う場合は源泉徴収を要しないため特別徴収しなくても構いません。（所得税法第184条）</p> <p>なお、個人事業主の専従者については、当面の間、普通徴収による方法も認めます。</p> |
| 8 | 従業員数の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？毎月納めるのが面倒なのですが。 | <p>【問6】の①に該当する事業所については当面の間、普通徴収による方法も認めます。普通徴収切替理由書をご提出ください。また、従業員が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に対し申請して承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする制度（納期の特例）を利用できます。（地方税法第321条の5の2）</p> |
| 9 | 「納期の特例」を利用すれば、住民税の毎月の給与からの引き去りはしなくても良いのですか？ | <p>「納期の特例」は、特別徴収した個人住民税を半年分まとめて納めることができる制度ですので、毎月の給与からの差し引きは通常通り行っていただく必要があります。給与からの差し引きをした住民税を預かっていただき、年2回に分けて納入してください。</p> |
| 10 | 「特別徴収」のメリットは何ですか？ | <p>従業員の方は、住民税の納め忘れがなくなり、納税のために金融機関や市町村などの納付場所へ出向く必要もなくなります。また、普通徴収（個人納付）では年4回払いですが、特別徴収では、12ヶ月に分割して毎月の給与から差し引きされますので、納税者の1回あたりの負担が緩和されます。</p> |
| 11 | 神奈川県外から通勤している従業員についてはどうしたらよいですか？ | <p>神奈川県外の方についても原則として特別徴収をしなければなりません。他県でも特別徴収推進の取組みを始めている市区町村が増えています。ぜひ、特別徴収でお願いします。手続きの詳細は当該市区町村にお問い合わせください。</p> |
| 12 | 特別徴収により納税した場合に、前納報奨金制度の適用はあるのですか？ | <p>前納報奨金は、普通徴収分の個人住民税を、第一期の納期限内に全期分を一括して納付した場合等に一定の割合で交付するもので、地方税法第321条第2項及び市町村の条例に基づき、一部の市町村で実施されておりますが、現在、神奈川県下で実施している市町村はありません。また、特別徴収は毎月の給与支払分から税額を差し引いて納めていただく性質上、前納報奨金制度自体がありません。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| 13 | いきなり「特別徴収」をするようにと案内があったが、何か制度が変わりましたか？ | 特別徴収の制度は以前から地方税法等で定められており、制度が変わったわけではありません。（地方税法第 321 条の 4 及び市町村の条例の規定） |
| 14 | 地方税法で定められているということだが、どの規定なのですか？ | 地方税法第 321 条の 3 及び第 321 条の 4 に規定されています。 |
| 15 | 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ今さら特別徴収をしないといけないのですか？ | これまでは、特別徴収していただく必要がある場合でもそれが徹底されておらず、個々の事情等により普通徴収での納付をお受けしておりましたが、法令上の規定から離れた対応につきまして、全国的には是正していく動きとなっています。 |
| 16 | （特に理由もなく）昨年と同様に普通徴収としてください。 | 普通徴収とすべき理由がなければ普通徴収とはできません。 【問 5】の①～⑤及び【問 6】の①に該当する場合は、普通徴収切替理由書をご提出ください。 |
| 17 | 神奈川県内で取り組んでいる内容や目的はどのようなものなのですか？ | 特別徴収の制度は以前から地方税法等で定められていましたが、必ずしも法令どおりの対応となっていない状況にありました。法令遵守の観点等から、事業者皆様の理解を得ながら、特別徴収の適正な運用の実現を強力に推し進めています。 市町村と県では、特別徴収制度の周知を図るため、事業者向けチラシを作成し、周知かつ指導や協力要請などの取り組みを行ってきましたが、市町村単位での取り組みでは効果が限定的であるため、平成 25 年 7 月に市町村及び県が協同してオール神奈川での取り組みを実施することとなりました。 |
| 18 | これまで他の市町村から特別徴収について言われたことはないのですか？ | これまでは市町村間で多少のバラツキがありましたが、今後は法令に基づき神奈川県内すべての市町村が特別徴収の完全実施を目指して取組を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。 |
| 19 | 他の都道府県では普通徴収が認められているのに、どうして神奈川県だけ特別徴収をしなければならないのですか？ | 特別徴収義務は法令に基づいて特別徴収義務者に指定された事業者に課せられるものですから、本来であれば指定しなければならないところです。法令に基づく特別徴収の実施を目指した取り組みは、時期の違いはあるものの全国的なものですので、他の都道府県もいずれ特別徴収となるものと思われます。 |

| | | |
|----|---|--|
| 20 | 他の自治体でも同様の取扱いになるのですか？ | 近隣都県では、静岡県、山梨県、埼玉県等が特別徴収の推進に取り組んでいます。また、国からの特別徴収推進の要請も、税制改正説明会などの席上、依頼されているところです。 |
| 21 | 経理担当者の事務負担が増えるので、やりたくないのですが。 | 特別徴収の規定は、地方税法及び市町村の条例によるものなので、経理担当者の業務繁忙等を理由として特別徴収を行わないことは認められておりません。 所得税の源泉徴収は事業者が自ら計算し、年末調整事務がありますが、個人住民税の場合は市町村からの税額通知によってお知らせする金額を毎月の給与から差し引き、納入していただくものです。 |
| 22 | 経費をかけられないので特別徴収ができないのですが。 | 経費がかかることは承知しておりますが、個人住民税の特別徴収の規定は、所得税の源泉徴収と同じく、法令により定められた事業者の義務となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 |
| 23 | 従業員の就退職の回数が多く、事務が煩雑となるため普通徴収としてほしい。 | 事務が煩雑であることのみを理由として普通徴収とすることはできません。 |
| 24 | 従業員から普通徴収にしてほしいと希望が出されているのですが？ | 給与所得者は地方税法で特別徴収により徴収する旨規定されているため、従業員の方が個々に徴収区分を選択することはできません。 |
| 25 | 特別徴収を拒否したらどうなるのですか？ | 地方税法第 321 条の 5 の規定により、特別徴収義務者は特別徴収税額決定通知書に記載された税額を納期限内に納入する義務があります。したがって、特別徴収を拒否した結果、納期限を経過した場合は、税金を滞納していることとなり地方税法第 331 条に基づく滞納処分を行うこととなります。また、地方税法第 324 条第 3 項の規定により、「納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかった特別徴収義務者は 10 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」こととされています。 |
| 26 | 会社の中で、神奈川県は特別徴収・他県は普通徴収というように徴収方法が 2 通りになると、管理が困難になります。 | 今後、各自治体で特別徴収への完全移行に向けた推進活動が始まると聞いております。制度の適用は一律にされるものことから、全社的に特別徴収に移行していただきますようお願いいたします。 |

| | | |
|----|---|--|
| 27 | 税金の徴収は市町村の義務ではないのですか？その義務を企業に押し付けないでください。 | 給与所得に関する特別徴収については、所得税の源泉徴収義務者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させることが市町村に課せられている義務です。今回は、この義務を忠実に実施することとしたものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。（地方税法第321条の4） |
| 28 | 事務取扱費のような補助や、事務費負担相当額の免除があつてしかるべきではないですか？ | 個人住民税の特別徴収義務は、法律上義務付られたもので、報酬的性格を持つ金品等を付与することは、法が特に認める場合を除き、許されないものと解されています。そのため、ご要望には応じられません。 |
| 29 | 「特別徴収」により納税するためにはどうすればよいですか？ | 毎年1月末日までに従業員が1月1日時点でお住まいの市町村に給与支払報告書（総括表・個人別明細書、普通徴収切替理由書等）を提出してください。（地方税法第317条の6）提出していただいた給与支払報告書に基づき、市町村が税額の計算を行い、毎年5月末日までに「特別徴収税額通知書」を送付します。この通知書に従って、6月から翌年5月まで毎月の月割額を徴収して、各月の翌月10日までに納入してください。 |
| 30 | 2ヶ所以上の事業所に勤務している従業員は、どちらから特別徴収されますか？ | 原則として、主たる給与の支払いを受けている勤務先で特別徴収を行います。 |
| 31 | 所得税が発生しなければ個人住民税も発生しませんか？ | 所得税と個人住民税では、課税の根拠となる税法が異なるため、計算方法も異なります。所得税が発生しなくても個人住民税が発生する場合がありますし、個人住民税が発生しなくても所得税が発生する場合があります。 |
| 32 | 給与支払報告書を提出した後、従業員が退職、転勤・転職した場合はどうなりますか？ | 1月2日から5月31日までの間に退職や転勤・転職などによって給与の支払いを受けなくなった場合は、「給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書（転勤・転職の場合は、当該転勤・転職先を経由して）」を異動が生じた翌月の10日までに市町村（給与支払報告書を提出した市町村）にご提出ください。特別徴収義務者として指定した後、従業員の異動が生じた場合も、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を同様にご提出ください。 |

| | | |
|----|--|--|
| 33 | 非課税の従業員が異動した場合でも届出が必要になりますか？ | 非課税の方（徴収すべき税額がゼロの方）や個人住民税を既に納入済みの方についても、異動があった場合には、異動届出書の提出が必要となりますので、異動があった月の翌月 10 日までに異動届出書を提出してください。 |
| 34 | 毎月の税額が途中で変わることはないですか？ | 個人住民税は前年の所得に対して計算いたしますので、税額が変わることは原則としてありません。ただし、従業員の方が確定申告を修正申告したりすると、個人住民税が再計算となり、税額が変わる場合もあります。このような場合は、差し引きが済んでいない残りの月で税額を調整した変更通知書をお送りしますので、それ以降は変更後の額で差し引きをお願いします。また、税額が大幅に減り既に差し引きがされた税額を還付する場合も、変更通知書をお送りします。 |
| 35 | 4月1日現在は在職していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切替えることができますか？ | 対象となる従業員について、事業者から一定の期限まで（各市町村の実情に応じて記入）に切替依頼書（市町村によって名称が異なる）により、その旨ご連絡をいただければ、途中からでも特別徴収に切替えることができます。 |
| 36 | 事業不振のため、特別徴収した個人住民税を（運転資金に回して）納期限内に収められません。 | 事業者が特別徴収した徴収金は、従業員からの預かり金であり、事業資金ではありません。必ず決められた納期限内に納入してください。なお、納入すべき個人住民税を納期限内に納入しなかった特別徴収義務者に対しては業務上横領に類似するものとして、地方税法第 324 条第 3 項において罰則規定が設けられています。（10 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処し、又は併科する） |
| 37 | 給与から差し引きをした住民税を滞納したらどうなりますか？ | <p>納入期限を経過して納入すると、延滞金が加算される場合があります。延滞金は特別徴収義務者（事業者）が負担するものですので、従業員から延滞金を徴収してはいけません。</p> <p>納入いただけない場合は、特別徴収義務者に対し督促状を発送し、督促状発送後 10 日を経過しても納入がないときは、差押えなどの滞納処分を行うことになります。</p> <p>また、事業者が滞納した場合は、特別徴収の対象となっている従業員全員について、納税証明書を発行することができず、従業員にも多大な迷惑がかかります。</p> |

問合せ先一覧

◎特別徴収の事務手続きに関する問合せ先

(従業員の方の住所地である市町村にお問い合わせください)

- | | | |
|--|----------------------------------|----------------------------------|
| ◆横浜市 特別徴収センター (財政局法人課税課) 電話(045)671-4471 | ◆秦野市 市民税課 電話(0463)82-5130 | ◆二宮町 戸籍税務課 電話(0463)71-3311(代) |
| ◆川崎市 法人課税課 電話(044)200-2209 | ◆厚木市 市民税課 電話(046)225-2011 | ◆中井町 税務町民課 電話(0465)81-1113 |
| ◆相模原市 市民税課 電話(042)769-8221 | ◆大和市 市民税課 電話(046)260-5234 | ◆大井町 税務課 電話(0465)85-5008 |
| ◆横須賀市 市民税課 電話(046)822-8192 | ◆伊勢原市 市民税課 電話(0463)94-4711(代) | ◆松田町 税務課 電話(0465)83-1224 |
| ◆平塚市 市民税課 電話(0463)21-8766 | ◆海老名市 市民税課 電話(046)235-8594 | ◆山北町 町民税務課 電話(0465)75-3641 |
| ◆鎌倉市 市民税課 電話(0467)61-3921 | ◆座間市 市民税課 電話(046)255-1111(代) | ◆開成町 税務窓口課 電話(0465)84-0313 |
| ◆藤沢市 市民税課 電話(0466)25-1111(代) | ◆南足柄市 税務課 電話(0465)73-8015 | ◆箱根町 税務課 電話(0460)85-7750 |
| ◆小田原市 市民税課 電話(0465)33-1354 | ◆綾瀬市 課税課 電話(0467)70-5611 | ◆真鶴町 税務収納課 電話(0465)68-1131(代) |
| ◆茅ヶ崎市 市民税課 電話(0467)82-1111(代) | ◆葉山町 税務課 電話(046)876-1111(代) | ◆湯河原町 税務課 電話(0465)63-2111(代) |
| ◆逗子市 課税課 電話(046)873-1111(代) | ◆寒川町 税務課 電話(0467)74-1111(代) | ◆愛川町 税務課 電話(046)285-6915 |
| ◆三浦市 税務課 電話(046)882-1111(代) | ◆大磯町 税務課 電話(0463)61-4100(代) | ◆清川村 税務住民課 電話(046)288-3849 |

◎特別徴収の取組みに関する問合せ先

神奈川県総務局財政部税務指導課 個人住民税対策グループ 電話(045)210-2341
神奈川県総務局財政部税務指導課 課税グループ 電話(045)210-2322
県内各県税事務所